

昭和二十八年五月二十九日受領
答 弁 第 一 号

(質問の 一)

内閣衆質第一号

昭和二十八年五月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員長谷川四郎君提出検察庁職員の特例職編入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長谷川四郎君提出検察庁職員の特別職編入に関する質問に対する答弁書

検察庁職員は、現行法上一般職に属しているが、これらの職員の職務の特殊性については、御指摘のとおりであるので、待遇その他の点において現に考慮されているし、将来も十分考慮して行く方針である。

右答弁する。